

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月18日 01時28分ごろ
発生場所	愛媛県松山市安居島 ^{あゐ} 東北東方沖 安居島灯台から真方位053° 2.7海里付近 (概位 北緯34° 05.8′ 東経132° 45.2′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船兼油タンカー第十一 ^{けいしん} 恵信丸は、西南西進中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年5月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船兼油タンカー 第十一恵信丸、388トン 137077、有限会社明弘海運（船舶所有者）、有限会社新東汽船（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	甲板員、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首部及び船底外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 280cm（松山）
事故の経過	本船は、船長及び甲板員ほか3人が乗り組み、甲板員が単独の船橋当直につき、安居島東北東方沖を約11ノットの対地速力で自動操舵により西南西進中、安居島東北東方沖の白石 ^{しら} （岩礁）に乗り揚げた。 甲板員は、海図室で日誌の記入作業等を行っており、変針予定場所を通過したことに気付かなかった。 本船の喫水は、船首約1.30m、船尾約3.20mであった。
分析	本船は、単独で船橋当直中の甲板員が、海図室で日誌の記入作業等を行い、船位の確認を行っていなかったことから、変針予定場所を通過したことに気付かず、白石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、単独で船長当直中の甲板員が、海図室で日誌の記入作業等を行い、船位の確認を行っていなかったため、変針予定場所を通過したことに気付かず、本船が白石に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船位の確認を行うこと。 ・単独当直における海図室での作業は、控えること。